空き家対策の普及・啓発PR動画専門部
及び
空家等対策の各種業務マニュアル改訂専門部会
の進捗状況報告

－第2回埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議－

令和8年2月
埼玉県建築安全課

空き家対策の普及・啓発PR動画専門部会について

<u>**第１回**</u>　**令和７年８月５日（対面及びWEB）：仕様書の内容検討**

<u>**第２回**</u>　**令和７年８月１８日～２５日（書面）：仕様書の変更内容確認**

令和７年１０月２０日（プロポーザル）：プレゼンテーション審査
※一部専門部会員が審査員として参加

<u>**第３回**</u>　**令和７年１１月２０日～２８日（書面）：絵コンテ内容確認**

<u>**第４回**</u>　**令和８年１月２６日（対面）：動画試写会**

令和８年２月中旬～　県公式YouTube及びYahoo!にて
配信開始（予定）

令和８年４月～　市町村・関係団体へ動画の提供（予定）

空家等対策の各種業務マニュアル改訂専門部会について

資料６

【内容】
これまでに作成した既存マニュアルについて、法改正の内容などを反映したものに整備

【改訂するマニュアル】
専門部会募集時に更新希望のあった「相続人の調査マニュアル」及び「相続おしかけ講座」テキスト

【開催スケジュール】

	11月	12月	１月	２月	３月
専門部会	**第１回専門部会** **意見照会**	**第２回専門部会** **意見交換・内容決定** **役割分担、アドバイザー参加** **12/22**	**作業期間**	**第３回専門部会** **確認・修正** **作業期間**	**第４回専門部会** **確認・改訂**

【各回の検討内容】
第１回専門部会：改訂マニュアル、スケジュールの報告及び整備内容の意見照会（書面開催）
第２回専門部会：相続ココだけの話 作成者石倉英樹公認会計士にアドバイザー参加、特別講演
　　　　　　　　整備内容の検討・役割分担（対面・WEB開催）
第３回専門部会：整備内容の確認・修正（書面開催予定）
第４回専門部会：内容の確認・改訂（書面開催予定）

専門部会員　（６市町、３関係団体、県）

さいたま市、東松山市、富士見市、三郷市、杉戸町、宮代町、
埼玉司法書士会、全日本不動産協会埼玉県本部、埼玉県行政書士会

令和８年度の空き家対策に関する専門部会の設置について

資料６

■令和８年度の空き家対策に関する専門部会について

■令和８年度に設置したい空き家対策に関する専門部会を**令和7年度中に照会**予定

　これまでの市町村との意見交換会やヒアリングなどで、相続おしかけ講座以外に講座を増やしてほしい、各市町村の制度やイベントを一覧できるポータルサイトをつくり広域的に周知してほしいといった要望がありました。

　このため、県からは普及・啓発手法について整理、検討などを行ったうえで、必要な資料などの作成を行う空き家対策普及・啓発部会の設置を提案する予定。

《 内容（案）》

① 空き家対策について、多くの方に認識、理解してもらう（普及・啓発）ための手法をまとめる
（例）固定資産税納付書等への通知の同封や広報誌への掲載、ホームページ、ラジオといったインターネットやメディアの活用、セミナーや相談会の講座や内容等、手法の整理と検討

② 相続おしかけ講座に加えて、不動産取引や解体といった、つかう、こわすの取組などについて、関係団体の方が講師となり講座を実施できるような資料を部会員で連携して作成
➔ 市町村が実施するセミナーや相談会で使用していただき、参加者の普及・啓発を促進
（関係団体が実施するセミナー等でも使用できる資料を想定）

● 今後の予定

- **設置**を希望する専門部会の照会（２月中旬頃から３月上旬照会予定）
- 設置の希望があった専門部会の**報告**（３月中旬頃予定）
- **参加**を希望する専門部会の照会（４月上旬頃予定）
- 令和８年度の専門部会及び部会員の**決定**（４月下旬頃予定）

所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成専門部会の検討状況等について

所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成専門部会

目　的

令和４年の所有者不明土地法の改正により、**管理不全状態の所有者不明土地**について、周辺における災害発生等を防止するため、市町村長による**勧告・命令・代執行制度が創設**されました。

令和６年１月に国土交通省が作成した「所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン」では、勧告等の手続等が記載されているが、管理不全状態に該当するかどうかの判断基準等は、地域の実情に応じて各自治体で定めることとされています。

このため、市町村の意見等を踏まえながら、**より実務に即した判断基準（チェックリスト）や手順等に関するマニュアルを作成**するために専門部会を設置し、検討を行っています。

内　容

●空き地や管理不全土地に係る現状の市町村の実務の実態把握（苦情対応・対応手順等）　●マニュアル案の作成（事務局）
●内容の精査、意見交換、修正　●連絡会議（全体会）への報告　●まとめ

部会員

１１市町、４関係団体、県
«さいたま市、川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、春日部市、桶川市、富士見市、幸手市、川島町、宮代町、
(公社)全日本不動産協会埼玉県本部、埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会、(一社)埼玉県解体工事業協会、県土地水政策課»

所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成専門部会の検討状況等について

管理不全所有者不明土地等の管理適正化マニュアル（原案）

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．本マニュアルの位置づけ

（１）マニュアルの対象とする土地　・・・・・・・・・・・・・・・

（２）マニュアルの位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２．管理不全所有者不明土地等の管理適正化のための措置

（１）措置の基本的な流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（２）所有者不明土地法に基づく措置の参考様式　・・・・・・・・・

３．チェックリストの概要及び使用方法

（１）チェックリストの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（管理不全状態を評価する調査項目）

（２）チェックリストの使用方法　・・・・・・・・・・・・・・・・

（３）評価結果に基づく管理適正化に向けた措置の考え方　・・・・

チェックリストの使用方法や判断の際の考え方を掲載

管理適正化のための措置の手続き

配布は3月末を予定

措置に必要となる｢事前準備｣、｢誘導｣、
｢法に基づく措置（勧告･命令･代執行）｣の**一連の流れ**を掲載

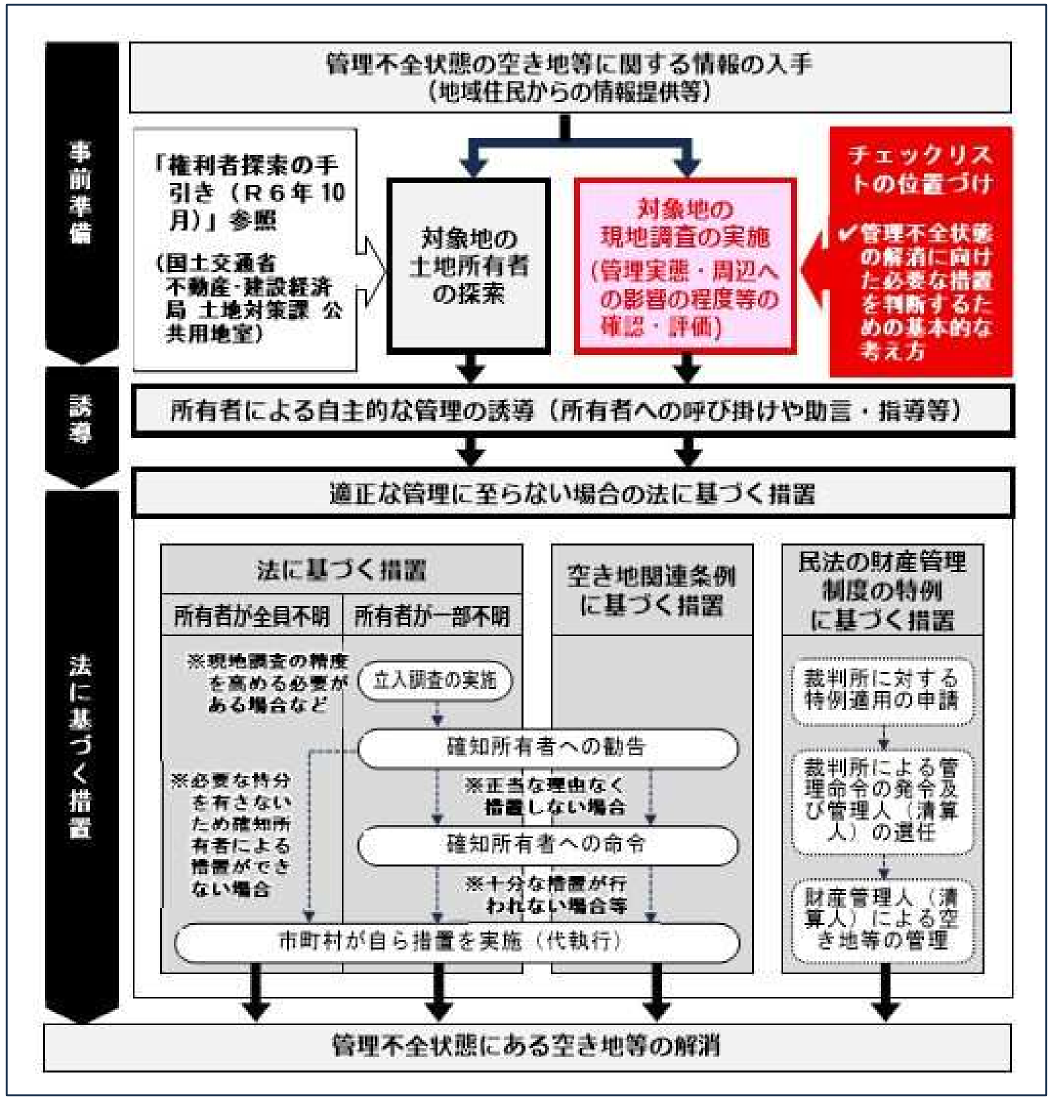

所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成専門部会の検討状況等について

管理不全状態チェックリスト（原案）

配布は3月末を予定

<u>管理不全状態の該当状況</u>や**<u>周辺への影響の度合い</u>**を
調査・確認するため、類型ごとに調査対象や調査項目を設定

管理不全状態の類型	
法における定義	**本チェックリストで設定した類型**
その周辺の土地において 災害を発生させるおそれ がある	**①災害等の危険**
その周辺の地域において 環境を著しく悪化させる恐れ がある	**②衛生上の有害** **③生活環境上の支障**

各類型に関して複数の調査対象とそれぞれの具体的な調査項目を設定	
調査対象Ａ（擁壁の崩壊や損傷）	→ チェックリストであらかじめ調査項目を設定
調査対象Ｂ（ブロック塀等の崩壊や損傷）	→ チェックリストであらかじめ調査項目を設定
調査対象Ｃ（その他）	→ 現地の状況に応じて調査項目を任意に設定

チェックリスト①	災害等の危険　に関する調査項目への該当状況						調査実施日時 2026年00月00日　00:00～00:00
調査担当者	①所属：　氏名：			②所属：　氏名：			③所属：　氏名：
当該類型に対応した調査対象及び調査項目			評価ランク				評価に関する特記事項
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	※現地の状態や影響の程度など（可能な範囲で寸法や数量的な条件も記入） ※勧告や命令を行う場合には、その措置に至った理由として勧告書や命令書に書き込む内容になります
			管理不全状態に該当しない	管理不全状態に該当			
				今後の周辺への影響のおそれ無し	今後の周辺への影響のおそれ有り	既に周辺にも影響	
調査対象	番号	具体的な調査項目	※該当する評価ランクに●印を記入				
Ａ擁壁の崩壊や損傷	1	構造物の破損やひび割れ等の損傷がみられる					
	2	構造物の破損や損傷箇所から排水がしみ出している					
	3	構造物の破損や損傷箇所から土砂が流出している					
	4	水抜き穴の目詰まり等により宅地が排水不良となっている					
	5	壁面の傾斜やふくらみがみられる					
Ｂブロック塀等の崩壊や損傷	1	ブロック塀等に破損やひび割れ等の損傷がみられる					
	2	ブロック塀等に傾きがみられる					
	3	ブロック塀等の基礎部と周辺地盤との間に沈下や隆起が生じている					
Ｃその他	1	（※現地の特性に応じて任意に設定）					
	2	（※現地の特性に応じて任意に設定）					
位置図・現地写真等貼付欄 ※現地写真を貼付する場合は、撮影日時・天候等も記入							

今後、専門部会での検討を進めたのち、全市町村への意見照会を行います。ご協力をお願いします。